

平成30年1月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月11日（木） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（9人）

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 悌二	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

4. 欠席委員（1人）

欠席委員：4番（山田 成代）

5. 議事日程

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 渋谷 美佐江

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>新年おめでとうございます。 今年一年よろしく願いいたします。 本日は、(4番)委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。 只今から、平成30年1月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしく願います。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が10案件です。</p>
議長	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。 それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1、大字柳瀬字辻、田1筆の2,800㎡です。賃貸借の新規案件で貸付人、借受人は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は玄米30kgの9俵になります。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員及び地区推進委員に報告をお願いします。</p>

地区推進委員	<p>1月8日に貸付人及び借受人の自宅に訪問して、双方に確認しました。借受人の土地が隣接してしまして管理もしやすいとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字永谷、畑2筆の789㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は2筆で350,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員及び中竹推進委員からの報告をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>譲渡人及び譲受人は、双方とも人吉在住の方でしたので、住所を調べて連絡をしました。お互いの売り買いで金額等は了承していたことでした。譲受人は大畑に50aほどの栗園を所有されており何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字深水字買元、田1筆の513㎡です。3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は1筆で200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について地区推進委員からの報告をお願いいたします。</p>
地区推進委員	<p>1月6日に4番委員と譲渡人と譲受人の双方が現地で立会しまして、譲受人が隣接していますので、いずれは1筆にしたいとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明及び地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきまして、ご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第2号 経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>次に、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、審議します。</p> <p>まず、1番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明いたします。</p> <p>番号1、大字四浦東字小野下、田1筆の1,010㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。設定する管理人の方が高齢なために、新たに耕作者を探されて今回の申請にいたりしました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字赤坂、畑2筆の1,760㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は、10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること</p>

議長	<p>に決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字赤坂、畑1筆の561㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字中高原、畑1筆の3,549㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること</p>

議長	<p>に決定いたします。</p> <p>次に、5番についてですが、3番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案に審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(3番委員退席)</p> <p>それでは、5番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字中ノ口、田2筆の3,131㎡です。使用貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、3番委員の入室を許可します。</p> <p>(3番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字岩坂、畑1筆の484㎡です。権利を移転する者及び権利の移転を受ける者は、議案に記載されているとおりです。売買価格は、145,200円で10aあたり300,000円となります。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について2番委員からの報告をお願いします。
2番委員	両者、合意しており何ら問題ないと思われます。以上報告いたします。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び2番委員の報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なし声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原及び赤坂、畑4筆の5,870㎡です。農地中間管理機構をとおしての転貸になります。権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について</p> <p>2月13日、(火) 曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時35分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年1月11日

相良村農業委員会

署名委員 5番 _____ (印)

署名委員 6番 _____ (印)